

事件番号 平成28年（行ウ）第161号、平成29年（行ウ）第43号
美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件
原告 松下照幸外72名
被告 国

準備書面（79）の要旨の陳述

2022（令和4）年1月19日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では、2021（令和3）年9月から同年11月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関する出来事と、それがどの様に本訴訟に関するののかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

第2 本訴訟と関係する出来事

1 原子力規制庁、規制委員会の問題性

- (1) 9月、東電が18年1月から、柏崎刈羽原発の敷地内への侵入者を検知する機器が故障していたのに長期間復旧させていなかった上、20年3月からも検知機器が16カ所で故障し、うち10カ所では代替装置の実効性がなかったのに改善していなかったことがわかりました。

また、報告書によると、同原発では16年度に機器の故障から復旧まで3日超となるケースが増え始め、19年度からは機器が使えない期間が1～11カ月になるケースが相次ぎ、同原発の不備は際立っていたこともわかりました。

一方規制する側の規制庁も、テロ対策に関する情報は東京・六本木の本庁にしか集まらず、各原発などにある現地事務所の監視業務に生かせない体制の不備があったり、規制委の方にも5人の委員にテロ対策の専門家はおらず、関与が足りなかったこともあり、18年の問題が見抜けませんでした。

また、規制庁は、発電所員によるIDカードの不正使用について、東電から報告を受けながら規制委に報告しておらず、東電の不祥事を把握しないまま規制委は20年10月、原発の運用のルールなどを定めた7号機の「保安規定」を認可してしまっていました。

また、この点について、「規制当局の信頼に関わる」（花角英世・新潟県知事）などと、地方自治体からの批判の声が相次いでいます。

さらには、テロ対策を監視する規制庁職員が機密文書を紛失しながら約2年間も幹部に報告していなかったことが、8月に判明するなど、規制庁自身の職員の意識改革も伴わないと再発は防げない状況であることがわかりました。

11年前、福島原発事故が起き、国会の事故調査委員会は、事故前の規制当局と電力会社のなれ合い体質を「規制の虜」（規制される側が情報を独占し、規制する側を言いなりにする状態）と批判し、その反省を踏まえ、規制委は12年に発足したのですが、原子力の規制に詳しい新藤宗幸・千葉大名誉教授（行政学）は「今回の問題の背景には規制委と規制庁、電力会社の緊張関係が緩んでいた部分があったのではないかと話しています（甲G1087）。

(2) また10月には、規制委員会が、原子力規制庁の職員10人が原発の検査の時などに必要な身分証を紛失していたと発表しました。柏崎刈羽原発ではテロ対策の不備が相次ぎ、規制庁は監督する立場にもかかわらず職員の身分証の管理が不十分で、更田委員長は「大変遺憾。再発防止に努めたい」と述べています（甲G1100）。

(3) さらに11月には、規制委員会が、福島県沖で実施している放射線量のモニタリング調査について、本来なら線量が検出されたはずの試料を「不検出」とした測定ミスが、前年5月以降16件あったことがわかりました。規制委が委託先に誤った基準で分析を依頼したのが原因だとのこと（甲G1101）。

これらのミスが相次いだことに対して、緊張感が欠けてはいまいか、テロのように悪意を持った相手に対処できる体制にあるのか、検証と確認の徹底が不可欠だと批判をされると共に、社会から期待と厳しい目が向けられていることを忘れずに組織を引き締め、厳格な審査や検査を続けてほしいとされています（甲G1102）。

2 原発及びその関係施設のトラブル

- (1) 9月、福島第一原発で、東電の汚染水の浄化設備や廃棄物保管のずさんな管理が相次いで明らかになりました。

具体的には、東電が、汚染水を浄化処理する多核種除去設備（ALPS）で排気中の放射性物質を吸着するフィルター全25基のうち24基に穴が開いたことを確認したと規制委に報告しましたが、2年前に全基が損傷した際に原因を調べていなかったことについては聞かれるまで説明していませんでした。

そのため、不具合はトップまで伝わらず、責任者は「2年前の全損は報告がなくびっくりした。今回の損傷は防げたはずだ」と釈明しましたが、規制委の伴信彦委員は「問題の根本には東電の姿勢がある」と憤りの声を上げています（甲G1080）。

- (2) 同月、東電の柏崎刈羽原発7号機で、新規制基準に基づき設置する火災感知器の百台もの位置が不適切だったことがわかりました。

また、東電が安全対策工事が完了したと1月に発表した後で、通路の火災感知器が設置されていないなどの問題が相次いで発覚しています。さらに、東電は設置位置を移した後でも、規制委の検査官が別室の感知器でも同様の不備を確認しています（甲G1082）。

- (3) 同月、東電が、福島第1原発の汚染水に含まれる放射性物質の濃度を下げる多核種除去設備（ALPS、アルプス）で、新たに排気フィルター3カ所の破損を確認したと発表しました。これで、アルプスにある同様のフィルター全76カ所中、破損は計32カ所にもなりました（甲G1090）。

- (4) 11月、ALPS（アルプス）に通して処理して生ずる放射性物質を含んだ高線量の汚泥を保管する容器（10月21日現在で保管本数は3877本）のうち、31本が既に寿命を迎えており、56本が2年以内に寿命を迎えることが明らかになり、これらを新しい容器へ移し替えることになりましたが、その作業が思い通りに進んでいないことが判明しました。

また、移し替えが必要な汚泥の線量が比重に高く、作業場の線量も現在検証作業中のものの1000～1万倍になる恐れがあるとのことで、「高線量の警報が鳴りまくっている中、作業員は入っていくのか」との疑問の声も上がっています（甲G1103）。

3 原発（及びその関連施設）が持つ問題性

(1) 9月、日本原子力発電（原電）が、創業以来初めて有価証券報告書の開示をやめ、代わりに会社概況書を公表しましたが、中を見ると、電力各社からどれだけの金が支払われたかをまとめた一覧表など、気になる情報が削除されていたことがわかりました。原電には10年以上発電しなくても各社から基本料金の名目で金が入るといふ、普通の商取引ではあり得ない仕組みがあり、その部分が削除されていたこととなります（甲G1075）。

(2) 同月、規制委員会は、島根原発の2号機（松江市）の再稼働について新規制基準を満たし審査書の内容が十分だと認めました。

しかし、再稼働の地元同意を巡っては、中国電力は島根県と松江市にしか認めておらず、周辺の鳥取県や島根県雲南市など1県5市は、自分たちにも同意の判断をさせるよう求めています。

また、原発から30^{キロ}圏内（緊急防護措置区域）の市町村に策定が義務付けられた避難計画の適否は、規制委の審査対象にはなっていないため、同圏内約に46万人が暮らしている住民達は、もしもの場合、計画通り無事避難できるのかは考慮されておらず、不安を募らせています（甲G1078、1085）。

(3) 10月、福島原発事故当時、水素爆発した原子炉建屋の上空を飛び、海水を投下する陸上自衛隊ヘリコプターを指揮した当時の防衛省統合幕僚監部運用部長だった広中雅之さんが、「これは大変危険なミッションだった。『ヘリに搭乗した隊員がもう戻ってこないかもしれない』、あの時はそんな悲壮な覚悟で彼らを送り出した。あれだけ高温高压の原子炉に水をかけるのだから激しい水蒸気爆発で原子炉が吹っ飛び、核燃料が飛散するのではないか…。ヘリが墜落し、隊員は大量の放射線を浴びるかもしれない。経産省の専門家からも爆発のリスクを聞かされていた。指揮所で私の隣にいた陸上幕僚監部関係者はずっと震えていた」と語っています（甲G1093）。

(4) 同月、環境経済学者の大島堅一さんが、原発の電気代は安いと言われていたが、現在はそうではなく、経産省が夏に公表した30年時点の発電コスト試算によると、原発は1^{キロ}ワット時あたり11・7円以上で、太陽光（事業用）は8・2円～11・8円で、もはや「原子力が安い」とは言えなくなっていると述べています。

また、政府の方針である総発電電力量に占める原子力の割合を20～22%とする基本計画を達成するには、建設中を含む36基の原発の約9割を

稼働させ、さらに原則40年と決められている運転期間を20年延長させないと達成できないと述べています（甲G1097）。

- (5) 同月、日本原子力研究開発機構の東海再処理施設は、1970年代に運転を始めた古い施設ですが、現在廃止措置中で、極めて強い放射線が出る廃液を大量に保管し、高いリスクを抱えているのですが、廃液を安定した状態にする作業にトラブルが起きています。

具体的には、同施設には再処理で出た約400立方メートルの廃液が残されていますが、廃液は発熱し、ガラス固化の際にはさらに加熱しており、冷却する機能が失われると最短26時間で沸騰し、放射性物質が外部へ漏れる恐れがあります。そのため、ガラス固化を急いでいますが、溶融炉の運転がたびたび中断しているとのことで、更田規制委員長も「不退転の決意で臨んでもらわないと困る」と述べているほどです（甲G1098）。

- (6) 12月、伊方原発3号機が、約1年11カ月ぶりに再稼働しましたが、同機を巡っては、定期検査に入った直後の20年1月、制御棒を誤って引き抜くなど、わずか1カ月間にトラブルが4件相次ぎ、定期検査は約半年中断したり、21年3月以降はテロ対策施設の完成遅れにより、再稼働ができない状況になっていたことがわかりました（甲G1111）。

4 福島第一原発事故と未だ続くその被害

- (1) 9月、規制委員会が、福島第一原発2号機の原子炉格納容器の真上にあるふたの表面付近で、従来の想定を上回る毎時1・2シーベルトの高い放射線量を確認したと発表しました。これまで、人が1時間ほど近くにいれば死に至る線量である毎時10シーベルト超と推計していたのですが、今回の測定結果では実際の数量は数十シーベルトに及ぶとみられています。ふたは建屋上部にあり、1枚あたり150トンの前後と重く、人も近づけず、解体して取り出すのは簡単ではなく、今後の廃炉作業でどう扱うかも決まっていないとのことです（甲G1077）。

- (2) 同月、現在も漁の本格操業できない中、政府が約2年後に原発構内にたまる処理水を海に放出しようとしていることに、福島県新地町の漁師小野さんは次のように憤りを感じています。「人の仕事場を汚しているのか。人間はよお、働く場が一番だべ。おれは、きれいな海を残したいだけなんだ」。孫やその先1000年先まで、この暮らしが永遠に続くことが、海と共に生きてきた小野さんの願いです（甲G1079）。

- (3) 同月、廃炉に伴って出る低レベル放射性廃棄物が、事故を起こした福島第

一の6基を除く18基で、計約16万5千トに上り、うち9割以上は処分先のめどが立っていないことが判明しています（甲G1081）。

- (4) 同月、福島原発事故の影響で、東日本の広範囲の森林に放射性物質が飛散したため、今も樹木から検出されるセシウムの影響は大きく、福島県東部を南北に走る阿武隈山地では全国有数だったシイタケ栽培用の原木の出荷が、今でもほぼストップしたままとなっています。

この阿武隈山地の原木は、セシウムが指標値を超えて残存するため、使われる見込みはないことから、農家の坪井哲蔵さん（72）は「ここには良い原木がたくさんあったのに」と大変残念がっています（甲G1083）。

- (5) 同月、東電による福島原発事故の賠償を巡り、ブドウや梨の生産農家への賠償金が不適切な算定方法で、適正額よりも低く支払われていたケースが複数あり、中にはブドウ農家で1カ月分の賠償で約百万円低くなっていた例もありました（甲G1086）。

- (6) 11月、福島原発事故の原発避難者に適用され続けてきた医療や介護の負担軽減策について、国が打ち切りに向けて動き始めました。

それを知り、復興の進んでいない自治体や避難者には動揺が広がっており、福島県富岡町の山本育男町長は、「寝耳に水。とても受け入れられない」と述べ、富岡町から福島県いわき市に避難中の渡辺貫一さんは「事故は終わっていないのに納得いかない」と憤るなど、国の減免措置の見直し方針に怒りをあらわにしています（甲G1104）。

- (7) 同月、福島原発事故で、海洋に流出するなどした放射性物質セシウム137が、米西海岸到達後に一部が北上、太平洋最北部のベーリング海を經由し北極海にも拡散していることがわかりました（甲G1105）。

5 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等

- (1) 9月、日本原電が前年2月に敦賀2号機の断層の調査のデータを書き換えていたことが発覚した問題に対し、規制委はこのままでは信頼できないと今年8月、審査の中断を決めました（甲G1089）。

- (2) 11月、脱原発や護憲などの活動に熱心に取り組んでいた瀬戸内寂聴さんが亡くなりましたが、原発を推進する新聞はそのことを正面から報じませんでした。それほど、原発問題はマスコミにより、報道の制限がされていることがわかります（甲G1108）。

6 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

- (1) 10月、東京都が、地球規模で進む温暖化の抑制につなげようと、都内で新たに建築される住宅などに太陽光発電の設備を義務付ける独自制度の導入を検討するとなりました（甲G1092）。
- (2) 同月、政府が、新たなエネルギー基本計画を閣議決定し、その中で、温室効果ガスを減らすため、2030年度に再生可能エネルギーの割合を発電量全体の「36～38%」に引き上げ、19年度実績から倍増させるとし、原発については新增設方針を盛り込みませんでした（甲G1095, 1096）。
- (3) 同月、中部電力と東邦ガス、JFEエンジニアリングなど4社が、愛知県田原市に国内最大級のバイオマス発電所を建設すると発表しました。出力は11万2千瓩で、年間発電量は一般家庭約25万世帯分を想定しているとのことで、その背景には、再生可能エネルギー由来の電力需要が一層高まっていることがあります（甲G1099）。
- (5) 11月、英国が「グリーン産業革命」として、特に洋上風力発電に力を注いでおり、30年までに洋上風力で全家庭の電力をまかなえるようにするとの目標を掲げていることがわかりました（甲G1106）。
- (4) 同月、中部電力の販売子会社、中部電力ミライズが、遠隔地に顧客専用の再生可能エネルギー発電設備を新設し、再エネ由来の電気を供給するサービスを始めると発表しました。まずは、中電側が長野県信濃町のグラウンド跡地を取得し、東海理化専用の太陽光発電設備（出力1200万瓩）を設置するとのことです（甲G1107）。
- (5) 同月、中電が、再生可能エネルギー目標を大幅に積み増し、10年間で約1兆円の投資を行うとし、新たな目標では、従来2百万瓩以上としていた再エネ電源の新規開発を太陽光発電を中心に120万瓩上乘せした320万瓩以上にするとなりました（甲G1109）。

第3 記事全体の特徴、まとめ

- 1 今回の新聞記事の特徴は、3.11から11年を経過としていますが、福島原発事故の被害は収束するどころか、ますます拡大したり新たな被害が現れてきていることです。

福島第一原発2号機の原子炉格納容器の真上にあるふたの表面付近では、今でも人が1時間ほど近くにいれば死に至る線量の数倍もの放射線量が残ってい

ます。また、東日本の広範囲の森林に放射性物質が飛散したため阿武隈山地シイタケ栽培用の原木は今でも出荷できていません。さらに、福島原発事故の賠償問題も、東電が和解案を拒否するなど今でもものすごい数の案件が未解決で、解決されても不適切な算定方法で適正額よりも低く支払われていたケースがいくつもあります。そして、福島原発事故の原発避難者に適用され続けてきた医療や介護の負担軽減策についても、国が打ち切りに向けて動き始めてきて、復興の進んでいない自治体や避難者は不満や怒りをあらわにしています。

未だにあらゆるところに被害を及ぼしているのが、原発の被害というものです。通常の災害や公害の被害の比ではありません。一旦原発が事故を起こせばこのような被害があらゆる場面で、延々と続くのです。原発の被害をこれ以上我が国では起こしてはなりません。しかし、今一番起こしそうなのが、この古くなった本件老朽原発なのです。ですので規制の適合性については、厳しく判断をせねばならないのは当然ではないでしょうか。

2 もう一つの特徴は、東電等原発を扱う機関の全く反省のない態度と、それを監督・規制すべき規制庁、規制委員会の杜撰な対応です。

例えば、東電の柏崎刈羽原発では検知器の不備は今回だけでなく、以前でも問題となっていました。規制庁はそれを見抜けませんでした。また、規制庁は、発電所員によるIDカードの不正使用について、東電から報告を受けながら規制委に報告しておらず、この東電の不祥事を把握しないまま規制委は同7号機の「保安規定」を認可してしまいました。さらには、テロ対策を監視すべき規制庁職員が機密文書を紛失しながら約2年間も幹部に報告していなかったことや、規制庁の職員10人が原発の検査の時などに必要な身分証を紛失していたこと、規制委員会が、福島県沖で実施している放射線量のモニタリング調査で、本来なら線量が検出されたはずの試料を「不検出」とした測定ミスが16件もありました。

11年前に福島原発事故が起き、国会の事故調査委員会は、事故前の規制当局と電力会社のなれ合い体質を「規制の虜」と批判し、その反省を踏まえ、規制委が発足したのですが、現在はまた原発事故以前に戻った様相を呈しています。このような、十分な監督・規制が出来ていない規制委員会の本件原発の運転延長等の認可の判断をそのまま信頼すること出来ません。

取り返しのつかない原発事故被害を二度と起こさないためにも、そして、事故が起きたときに裁判所としても後悔をしないためにも、本件裁判において40年超の古い原発の危険性を十分理解をして頂き、近い未来を見据えた理性ある

判断を強く求めます。

以上